

東京農業大学校友会島根県支部会則

(名称)

第1条 この会は、東京農業大学校友会島根県支部という。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の親睦を厚くし、東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的達成のために、次に掲げる事業を行う。

- 1 会員の集会及び会議に関する事項。
- 2 会員名簿の刊行及び情報収集に関する事項。
- 3 地方農業並びに自治の発展を援けること。

(分会)

第4条 支部に、分会をおく。分会の組織については別に定める。

(事務局)

第5条 この会の事務局は、支部長の属する分会内におく。

(会員)

第6条 この会の会員は、正会員及び顧問とする

- 1 正会員は東京農業大学卒業者にして、島根県に在住するものとする
- 2 顧問は、この会に功労のあったもので役員会で推薦をし、総会において推挙する。
- 3 相談役は、この会及び会員に相談、アドバイスを行える人物を役員会で推薦し総会で推挙する。

(入会金)

第7条 正会員は、入会金として1,000円納めるものとする。

(会費)

第8条 正会員は、年額2,000円納めるものとする。

(会員の除名)

第9条 この会の対面を著しく傷つけた会員は、総会の決議により除名することができる。

(資格の喪失)

第10条 会員は次の理由により資格を失う

- 1 死亡したとき
- 2 除名されたとき。

(役員の数)

第11条 この会に次の役員をおく。

- 1 支部長
- 2 副支部長
- 3 幹事長
- 4 幹事
- 5 会計
- 6 監事

(役員を選出)

第12条 前条の役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

(支部長の職務権限)

第14条 支部長は会務を統括し、この会を代表する。

(副支部長の支部長代行)

第15条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときまたは支部長が欠けたときは支部長の職務行うものとする。

(幹事長の任務)

第16条 幹事長は、校友会本部及び支部・分会の連絡調整を行うものとする。

(分会長の任務)、

第17条 分会長は幹事会を組織して、次に掲げる事項を審議し、執行するものとする。

- 1 事業計画、予算及び決算に関する事項。
- 2 会則の変更または廃止に関する事項。
- 3 分会の運営、その他会務の執行に必要な事項。

(会議)

第18条 会議は次に掲げるものとする。

- 1 総会
- 2 幹事会

(総会の招集)

第19条 支部長は、毎年1回夏期に通常総会を開くものとする。但し、必要のある時は臨時総会を招集することができる。

(総会の決議事項)

第20条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

- 1 会務の報告に関する事項。
- 2 事業計画、予算及び決算に関する事項。
- 3 会則の変更、廃止に関する事項。
- 4 その他重要な事項。

(議長の選出)

第21条 総会の議長は、総会においてこれを選出する。

(議決の方法)

第22条 総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会の招集)

第23条 支部長は必要と認めるときは、幹事会を召集することができる。

(会計)

第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計規定)

第25条 この会の会計に関する規定は別に定める。

付則

- 1 この会則は昭和39年7月16日から施行する。
- 2 昭和30年8月20日施行の会則は廃止とする。
- 3 この会則は昭和61年9月14日から施行する。
- 4 昭和39年7月16日施行の会則は廃止する。
- 5 この会則は昭和62年10月4日から施行する。
- 6 昭和61年9月14日施行の会則は廃止する。
- 7 この会則は平成16年8月29日から施行する。
- 8 昭和62年10月4日施行の会則は廃止する。
- 9 この会則施行前の会則により選出された役員はそれぞれ改正後の相当規定に基づいて

なされた役員とみなす。

10 この会則は平成26年8月30日から施行する。

旅費規程(県外)

- 1 交通費は実費支給とする。
- 2 宿泊費は10,000円支給する。